

令和8年度採用 ^{みつえむら}御杖村地域おこし協力隊【農業部門】

募集要項

～御杖村の地域農業を支え発展させる新たな担い手を募集します～



◆ 募集内容

農業部門 1名

(1) 募集背景

御杖村の基幹産業は農業で、夏の涼しい気候に適した「ホウレンソウ」をはじめとする葉物野菜を栽培して来ましたが、地球温暖化により夏場の暑さで生育不良が発生し、気候の変化により栽培が難しくなっています。さらに高齢化に伴う生産者、生産量が減少している現状で、村の農業の後継者・担い手を確保、育成することが喫緊の課題となっています。

そこで、御杖村に長年受け継がれてきた地域農業を支え発展させるため、新たな担い手として新規就農を目指していただける方を募集します。

(2) 活動内容

御杖村での新規就農を前提に、御杖村の気候を活かした新たな農作物を発掘すべく、様々な品目を栽培していただきます。農業研修生として先輩農家の指導を受けて村の推奨作物である「ホウレンソウ」、「コマツナ」などの施設軟弱野菜の栽培技術・知識を学び、村農産物の6次産業化やブランド化・PR方法についても挑戦していただきます。栽培方法の技術・知識の取得のための各種研修会等にご参加いただきます。

任期（研修）最終年からは農業経営を開始するために必要な施設や機械の整備や農地の取得に向けた手続きを開始し、「青年等就農計画」の認定（青年等就農計画の認定を受けた方を「認定新規就農者」といいます。）を目指していただきます。

新規就農研修部門としての活動に併せて、地域行事や地域協力活動へも積極的に参加していただき、地域の一員として御杖村に定着することを目指していただきます。

※主な活動内容、新規就農に向けた流れは、別添「新規就農モデル」をご確認ください。

◆ 募集対象

以下の全ての要件を満たす方が募集対象です。

- (1) 概ね20歳以上47歳以下の方で（申込時の年齢）、性別、学歴、農業経験の有無は問いません。
- (2) 都市地域等（過疎地域以外）に居住しており、採用決定後に御杖村へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方
- (3) 心身共に健康で、前向きに挑戦する意思があり、3年間は継続して活動ができる方
- (4) 地域の活性化や、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組む意欲のある方
- (5) 地域おこし協力隊としての活動終了後は、御杖村に定住して新規就農し、農業経営を開始する意思のある方
- (6) 普通自動車免許を有し、自家用車をお持ちいただける方
- (7) 一般的なパソコンの操作ができる方（ワード、エクセル等での事務処理、書類作成等）
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

◆ 雇用形態・期間

(1) 雇用形態

会計年度任用職員として御杖村が採用します。 ※雇用関係あり。

(2) 活動期間

任用の日から令和9年3月31日までとし、研修の状況によって以後、1年間ずつ任用期間を更新することができます。（最長3年間）

(3) 活動時間

地域おこし協力隊（農業部門）としての活動は週5日以内とし、1日あたり7時間45分を基本としますが、研修の内容や季節によって活動時間の変動や、土曜・日曜・祝日の活動があります。

◆ 報酬等

(1) 報酬月額：1年目 200,300円

2年目 206,700円 ※2年目以降は改定の可能性があります。

3年目 213,100円

(2) 賞 与：支給あり

(3) 諸 手 当：月額定額の手当支給あり ※時間外手当及び退職手当の支給はありません。

◆ 待遇・福利厚生

(1) 社会保険等

御杖村で健康保険・厚生年金・雇用保険に加入しますが、自己負担分があります。

- (2) 年次有給休暇
- ・年次休暇 10日
 - ・夏期休暇 5日
 - ・病欠休暇 10日 など

(3) 住居

御杖村内の空き家等を提供し、家賃を補助します。

(4) 活動経費

- ① 地域おこし協力隊（農業部門）としての活動に必要な経費は、真に必要なもの限り、予算の範囲内で御杖村が負担または補助します。ただし、転居にかかる費用、家財道具、光熱水費、その他日用品や生活費等は自己負担となります。
- ② 地域おこし協力隊（農業部門）としての活動を支援する補助金制度や、新規就農者に対する補助金制度を活用することができます。

◆ 応募手続き

指定の応募用紙と自己PR文に必要事項を漏れなく記入し、添付書類と併せて御杖村役場に提出してください。

(1) 応募受付期間

令和8年4月1日（水）から随時募集

(2) 提出書類（御杖村のホームページからダウンロードしてください。）

- ① 地域おこし協力隊（農業部門） 応募用紙
- ② 地域おこし協力隊（農業部門） 自己PR文
- ③ 住民票抄本 1通
- ④ 運転免許証の写し 1通

(3) 提出方法

応募書類は下記の場所まで郵送もしくは持参により提出してください。郵送する場合は簡易書留等、確実な方法で提出するようにしてください。

(4) 提出場所

御杖村役場 むらづくり振興課 地域おこし協力隊担当

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

※持参による提出の受付時間は、土曜、日曜、祝日、年末年始を除く、8時30分から17時15分まで。

◆ 選考方法

(1) 第1次選考【書類審査】随時

応募用紙及び自己PR文を審査し、選考結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考【面接審査】随時

第1次選考合格者を対象に、御杖村役場で面接審査を実施します。詳細は、第1次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) 最終選考結果通知

最終選考の結果は、第2次選考審査終了後に文書で通知します。

(4) 採用から活動開始まで

採用決定後は、活動内容の調整や雇用手続き等の事務調整を行います。活動開始は、令和8年度中を予定しています。

(5) その他

応募にかかる費用は個人負担とします。

提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出された個人情報については、本応募に係る手続きのみに使用し、その他の用途には使用しません。

◆ 現地見学について

御杖村の農業や御杖村での生活のイメージを掴んでいただくため、現地見学を推奨しております。応募についての相談、御杖村内や農作業の見学を希望されます方は、下記担当者までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先

(1) 地域おこし協力隊制度、応募、報酬、待遇、日常生活に関すること

御杖村役場 むらづくり振興課 担当：小忒（こまつ）

TEL：0745-95-2001（内線132）

(2) 農業部門としての活動内容、農業体験、農業全般、補助金制度に関すること

御杖村役場 産業建設課 担当：古谷（ふるたに）

TEL：0745-95-2001（内線233）

◆ 地域おこし協力隊を経て新規就農した先輩からのメッセージ

きむら ゆきひろ
木村 幸啓さん 令和4年4月 新規就農（新規就農時の年齢49歳）



<プロフィール>

- ・奈良県生駒市出身
- ・令和3年4月～令和5年3月まで御杖村地域おこし協力隊
- ・令和5年4月に農業経営を法人化

<経営規模>

- ・ハウレンソウ 92アール
- ・ゴマ 2アール

<メッセージ>

農業にビジネスチャンスあり！！

『I CAN DO IT』を信条に、第二の人生を農業ビジネスに挑戦するために御杖村にやってきました。地域おこし協力隊として農業生産を学び、令和4年に認定新規就農者となり、令和5年には農業法人を設立しました。御杖村の新規就農支援制度は最高です。

御杖村での農業の取り組みを伝えて、安全で安心・新鮮なハウレンソウを多くの方にお届けすることを目標に、御杖村の自然に感謝し、人に感謝し、多くの人に支えられて日々の仕事に取り組んでいます。

だてみち しょうへい
伊達道 翔平さん 平成31年4月 新規就農（新規就農時の年齢22歳）



<プロフィール>

- ・大阪府河内長野市出身
- ・平成29年4月～令和2年3月まで御杖村地域おこし協力隊

<経営規模>

- ・ハウレンソウ、コマツナ 65アール

<メッセージ>

僕は平成29年に大阪から縁もゆかりも無い御杖村に新規就農を目指して飛び込んできました。農業は全くの未経験でしたが、先輩農家の方々の指導と、村の充実した支援制度のおかげで独立・就農することができ、御杖村に来て良かったと感じています。

現在はハウレンソウ、コマツナを中心に経営をしています。農業は努力が結果として必ず自身に返ってくるやりがいのある仕事です。村の伝統産業を受け継ぎ、僕たちと一緒に若い力で地域の農業を発展させましょう！